

# 介護保険について

ここでは、介護保険を利用する際よく耳にする言葉と仕組みについて、簡単に説明します。

## \* 保険者（実施主体）

介護保険の実施主体である保険者は、市町村と特別区（以下、「区市町村」）で、要介護認定、保険給付、第1号被保険者の保険料の賦課・徴収等を行い、介護給付費の12.5%の公費を負担する。

## \* 被保険者（保険に加入する人）

区市町村の区域内に住所を有する40歳以上の人が、その区市町村の被保険者となる。

- ・ 第1号被保険者 65歳以上の人
- ・ 第2号被保険者 40歳以上65歳未満の医療保険加入者

## \* 保険料

- ・ 第1号被保険者の保険料は、老齢退職年金・遺族年金または障害者年金を年18万円以上受けている人は特別徴収として年金から天引きが行われ、それ以外の人は普通徴収として個別に徴収される。
- ・ 第2号被保険者の保険料は、医療保険料と合せて徴収納付される。

## \* 保険給付が受けられる人

寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護者）や日常生活を営むのに支障がある状態（要支援者）になった場合に介護サービスを受ける

ことができる。

65歳以上の第1号被保険者は、介護が必要になった原因を問わず給付が受けられる。

40歳以上65歳未満の第2号被保険者は、老化に伴う16種類の病気（特定疾病）が原因である場合に限られる。

## \* 要介護認定

介護保険の給付を受けるためには、被保険者は、区市町村に申請し要介護認定を受ける必要がある。

認定は、原則として申請日から30日以内に行われる。

## \* サービスの利用料

- ・ 介護サービスを利用した場合は、要した費用の1割を利用料として自己負担する。なお、介護サービス計画の作成等の費用は、全額が保険給付され自己負担はない。
- ・ 介護保険の対象となっている福祉用具の購入費や住宅改修費は、定められた支給限度額の範囲で費用の9割の払い戻しが受けられる。
- ・ 施設に入所や通所して介護サービスを利用した場合は、1割の自己負担の他に食費と居住費、理美容代など自ら選択する特別なサービスの費用、日常生活費を負担する。
- ・ 1割の自己負担が世帯合計で1ヶ月37,200円（上限額）を超えた場合は、高額介護サービス費として、超えた分が払い戻される。低所得者には、

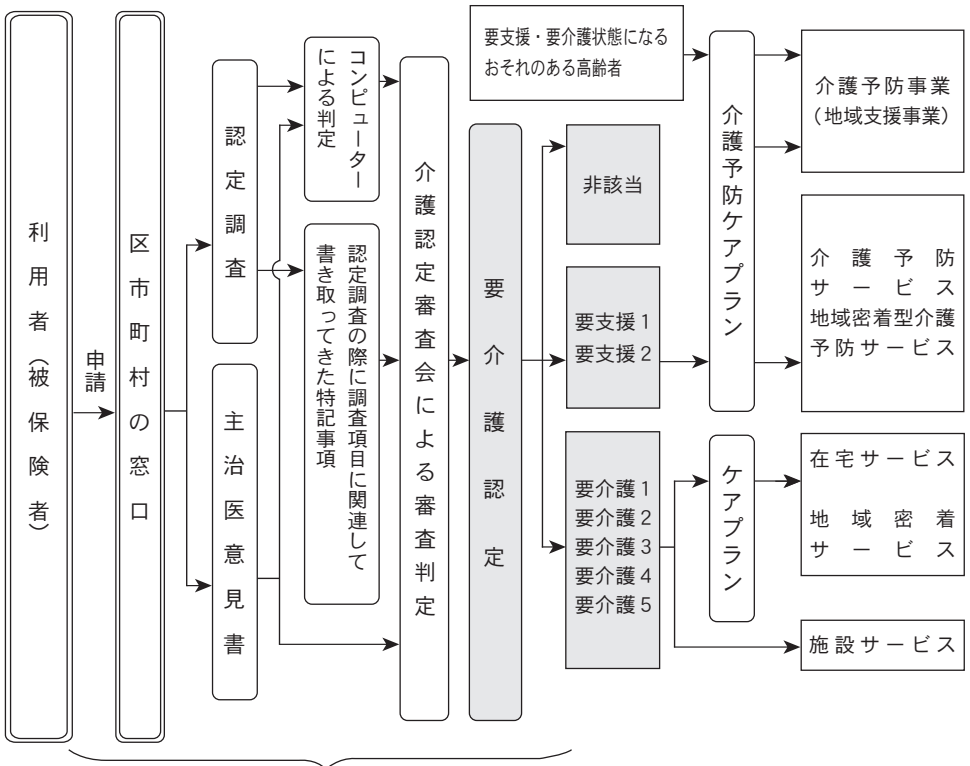
軽減された上減額が設定されている。  
 ・医療保険の一部負担金の額と介護保険の利用者負担額の年間（8月～翌

年7月）合計額が一定の限度額を超えた場合は、超えた分が払い戻される。

★平成21年度の算定限度額

		後期高齢者医療制度 +介護保険	被用者保険又は国民健康 保険+介護保険 (70～74歳の方がいる世帯)	被用者保険又は国民健康 保険+介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円	67万円	126万円
一般		56万円	56万円	67万円
低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	19万円	

●介護保険の利用の仕組み●



原則として、申請から30日以内に設定

※利用に当たっての相談はお住まいの区市町村介護保険担当課、またはサービス提供事業者へ。